

船舶事故調査報告書

平成30年7月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年2月1日 14時30分ごろ
発生場所	沖縄県金武湾港並里地区 金武中城港金武火力発電シーバース灯から真方位059° 1.5海里付近 (概位 北緯26° 27.1′ 東経127° 56.7′)
事故の概要	引船明祥丸は、台船の船尾方に移動中、根固めブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年2月1日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	引船 明祥丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	293-27354 沖縄、株式会社内間土建
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	右舷プロペラガードに曲損、両舷プロペラ翼に欠損及び曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約5～6m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約50cm
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、作業員2人を乗せた台船と共に、金武湾港並里地区の航路浚渫工事に従事していた。</p> <p>本船は、浚渫した砂を積載した台船を並里地区の岸壁までえい航し、台船を接岸させた後、台船の船首側のえい航索を解いた。</p> <p>船長は、岸壁付近の航路が狭く、台船を回頭することができないので、荷揚げ後はふだんどおり台船の船尾側を引いて工事区域に戻るつもりで本船を台船の船尾方に移動させていたところ、本船の船尾付近に衝撃を感じた。</p> <p>船長は、本船の船尾付近の海中に四角形の根固めブロック（洗掘防止用のブロック）が存在しているのを認め、本船を岸壁に接岸させて確認したところ、プロペラガードにプロペラ翼が当たって異音がするので主機を停止した。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.5m、船尾約2.2mであった。</p> <p>海図W228A（金武湾）及び平面図によれば、並里地区は、一帯が干出岩であり、航路が2.0m掘り下げられている。</p> <p>船長は、約1か月前から航路浚渫工事に従事していたが、本事故発生まで並里地区の根固めブロックの存在を知らなかった。</p>
分析	本船は、台船の船尾方に移動中、船長が根固めブロックの存在を知らなかったことから、同ブロック付近を航行して乗り揚げたものと考

	えられる。
原因	本事故は、本船が、台船の船尾方に移動中、船長が根固めブロックの存在を知らなかったため、同ブロック付近を航行して乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 港湾管理者等から海中障害物の情報を入手しておくこと。